

1. 議事日程（令和6年第2回北広島町議会臨時会）

令和6年4月26日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第4号	専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第4	報告第5号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第5	報告第6号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（北広島町税条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第37号	北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第38号	財産の無償譲渡について（原東生活改善センター）
日程第9	議案第39号	令和6年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 増田隆
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明
総務課長 中川克也	財政政策課長 国吉孝治	まちづくり推進課長 小椿治之
税務課長 植田優香	町民保健課長 迫井一深	福祉課長 細居治
こども家庭課長 芥川智成	環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹
商工観光課長 大本賢一郎	建設課長 竹下秀樹	教育課長 植田伸二

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江

議会事務局長補佐 田邊 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、佐々木議員、7番、美濃議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月26日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第4号 専決処分の報告についてから

日程第5 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第3、報告第4号、専決処分の報告についてから、日程第5、報告第6号、専決処分の報告についてまでを一括議題とします。以上、3件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第４号から報告第６号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の４ページから９ページをお願いします。報告第４号、専決処分の報告について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、県道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて。報告第５号及び報告第６号の専決処分の報告については、いずれも地方自治法第１８０条第１項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものです。詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 報告第４号、専決処分の報告について、町民保健課からご説明申し上げます。議案集の５ページをお願いします。専決処分第１号、地方自治法第１８０条第１項の規定により、県道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和６年３月７日に専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告いたします。１、相手方の住所及び事故当事者は、記載のとおりです。２、事故の概要です。令和５年８月３１日午後３時３０分頃、町職員が公用車で主要地方道安佐豊平芸北線を走行中、阿坂字中堀田３８４８番、株式会社北部組豊平第２資材置き場先の路上において、相手方所有の敷地内から県道へ進入した相手方車両と衝突し、車両を損壊させたものでございます。３、和解内容です。本件事故についての過失割合を町１５、相手方８５とし、町は相手方に対し、８万１２６４円を賠償する。町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。４、損害賠償額は、８万１２６４円で、内訳は、車両の修繕費となります。以上で、報告を終わります。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 報告第５号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集の７ページをお願いいたします。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議案集７ページ、専決処分第３号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和６年４月２日専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。１、相手方の住所及び事故当事者は、記載のとおりです。２、事故の概要は、令和６年１月２１日午前７時４３分頃、川戸字後松１３９８２番２付近、町道霞線を走行中、道路上に横断して倒れていた樹木に衝突し、車両を損壊したものです。３、和解内容は、（１）町は相手方に対し、損害賠償として１５万６０６３円の支払義務があることを認め、これを支払う。（２）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、２点でございます。４、損害賠償額は、１５万６０６３円で、内訳は、フロントバンパー、ラジエーター等を含む各部の取替修繕費総額５２万２１２円の３割でございます。引き続き、報告第６号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案集の８ページをお願いいたします。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議案集９ページ、専決処分第４号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和６年４月８日専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。１、相手方の住所及び事故当事者は、記載のとおりです。２、事故の概要は、令和６年３月４日午後１０時３０分頃、大塚字栗林１４９９番９付近、町道大町谷線を走行中、横断溝のグレーチング上を通過したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、車両底部を損壊したものです。３、和解内容は、（１）町は相手方

に対し、損害賠償として30万7491円の支払義務があることを認め、これを支払う。(2) 町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は、30万7491円で、内訳は、フロントサスペンション等を含む車両底部部品交換等の修繕費総額の10割でございます。以上で、報告を終わります。

○議長(湊俊文) これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 8番、梅尾であります。報告第4号についてのみお聞きをしてみますけれども、過失割合が15対85ということで、相手の車の破損した金額は提示をされておりますけれども、かなりの衝突事故であったのかなと思えば、役場の公用車のほうもかなり大破しているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その修繕等についての手続、あるいはどういう結果になったのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長(湊俊文) 町民保健課長。

○町民保健課長(迫井一深) 公用車につきましては、軽のワンボックスカーでございまして、軽ワンボックスカーの前方部分が破損しておりまして、エアバッグも作動したような状態でございます。町の修繕につきましても、なかなか見積りも難しいというような状況もございまして、廃車という手続になっております。

○議長(湊俊文) 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 廃車という手続になるよということではありますが、先方さんの過失割合から見た時に、廃車になるという場合の損害賠償ということについての相手方との話合いというのは、どのようにしているのでしょうか。

○議長(湊俊文) 町民保健課長。

○町民保健課長(迫井一深) この軽ワンボックスカーにつきましては、平成15年登録車でございまして、もう20年が経過しているといったようなこともございます。車両の価値のほうも六十数万円程度ということでございまして、そのうちの85%を町のほうに支払いをいただいたというような状況です。

○議長(湊俊文) 梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 最後にしますけれども、ですから、いくら町が損害を受けた部分について、評価額によってパーセントがあるわけでありまして。その金額は、いくらでしょうか。

○議長(湊俊文) 町民保健課長。

○町民保健課長(迫井一深) 56万1000円程度共済のほうから振込をいただいているところです。

○議長(湊俊文) 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番(服部泰征) 10番、服部です。報告第5号、専決処分第3号で、倒木があったということなんですが、倒木があった土地というのは、これ個人だったのか町だったのか、そのあたりを教えていただけますか。

○議長(湊俊文) 建設課長。

○建設課長(竹下秀樹) 基本的には車道上に出た倒木ですけども、基本的には民間の土地からということになりますので、道路交通法上は車道に出た部分に関しては、道路管理者の責任になるということでございます。

○議長(湊俊文) 服部議員。

○10番（服部泰征） 道路に出てたということで、それは町のほうのということで。それで、その3割というのは、その民間の方関係なくて、3割というのは、運転手の方の運転もあって3割ということなんですか、3割の内訳を。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的には保険会社のほうで割合を、前例とかというふうになりますけれども、基本的にこれはやはり倒木が前方にあったということになると、前方不注意等の関係の割合でこのような結果になったということでございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第4号、専決処分の報告についてから、報告第6号、専決処分の報告についてまでの報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第1号につきまして概要を説明します。議案集の10ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、北広島町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決処分しました北広島町税条例の一部を改正する条例につきまして税務課からご説明いたします。議案集は、10ページからとなっておりますが、最初にお配りしております資料により説明させていただきます。今回の条例改正は、令和6年3月28日に可決、同年3月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。令和6年度地方税制改正ですが、令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱に沿って地方税に関する所要の改正がなされております。町民税関係では、定額減税に伴う規定の整備など、固定資産税関係では、土地の負担調整措置等の延長などの税制上の措置が講じられています。今回の条例改正につきまして、関係税目ごとに主な内容を記載し、条例と概要を表にまとめております。表の左側の数字は説明用の番号であり、改正内容とは関係ございません。また、表の右上に施行期日を記載しておりますが、一部異なる記述については、☆印で記載をしております。それでは、主な改正点についてご説明いたします。1、町民税関係の改正です。（1）新たな公益信託制度の創設に伴う改正ですが、所得税法の規定の見直しによる寄附金に関する規定の整備とみなし課税の定めについて条例から削除したもので、施行期日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日です。（2）は、定額減税に伴う改正で、施行期日は、令和6年4月1日です。令和6年度分の個人住民税所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されることに伴い、1から4は定額減税に関する規定の新設を、5から13は、特別税額控除の対象となる所得割額に含める読替規定を追加したも

のです。（３）のその他は、町民税の減免に関し、申請に加えて職権による減免を可能とする規定を追加しています。次に、２、固定資産税関係の改正でございます。１と２は、固定資産税の非課税措置や減免に関する規定の改正や追加、３は、固定資産税に関する課税標準の特例のうち、条例で定めるわがまち特例について法改正により新設された対象設備について割合を定めています。４から８は、固定資産税の減額措置について、特例を可能とする規定の新設や適用期限の延長を行い、９は、免税店の適用に関する規定の整理を行っております。３、その他改正といたしまして、特別土地保有税に関する規定の追加や改正を行い、今回の条例改正全体で項ずれの反映や語句の修正を行っております。最後に議案集４６ページをご覧ください。附則の施行期日の第１条第２号で、公益信託に関する法律について専決処分した時点では法律が公布されていなかったため、法律番号の箇所が空白となっておりますが、現時点においても未公布であり、番号を確定することができないため、今後、法律が公布された後、確定した番号を記入させていただきます。改正の内容は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。９番、伊藤議員。

○９番（伊藤淳） ９番、伊藤淳です。先ほどの資料の中で、３ページです。固定資産税関係の改正のNo.3、附則第１０条の２、バイオマス発電設備についてのわがまち特例の割合を定める規定といったのがあるんですけども、議案書の３０ページでいろいろ書かれてるんですが、我が町に関わること、北広島町に関わることという具体的なものはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 現在、わがまち特例を適用している事業ということでございましょうか。すみません、今すぐちょっと適用内容が分かりかねますので、お答えはできません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○９番（伊藤淳） バイオマスの発電がないからというふうにも思ったんですが、改正で今後あるのかなといういろいろ思ったんです。再生可能エネルギー、発電設備ということだったので、他に改正内容あったかなと思ったんですが、その点も含めてちょっと今、分からないということですか、はい、分かりました。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 今回の新設のものについては適用要件がありますので、バイオマス発電についても、電気以外のものに変換するというような内容が含まれておりましたので、発電設備の設置について、そのような要件に対応するものについてわがまち特例で適用できるというものでございます。

○議長（湊俊文） １０番、服部議員。

○１０番（服部泰征） １０番、服部です。１点確認させてください。３月補正の時にこの定額減税については、聞いた時にはちょっと分からないというようなことで、今回出てきたなと思ったんですが、この定額減税分が結局、今回予算書にある個人町民税現年度課税分の１億２２００万円の減額になって、全額が定額減税補填特例交付金と地方特例交付金で賄われると認識してて良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 補正予算のほうに計上しておりますが、住民税の減額分については、特例交付金のほうで補填されることになっております。後の説明になると思いますけども、住民

税の引き切れない部分については、臨時交付金で対応をいたしております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第37号 北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第37号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第37号につきまして概要を説明します。議案集の48ページをお願いします。議案第37号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町生活改善施設原東生活改善センターを志路原自治会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第37号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集48ページをお願いいたします。豊平地域の基幹集会所の1つでございます原東生活改善センターにつきまして、志路原自治会へ無償譲渡するに当たり、北広島町生活改善施設設置及び管理条例第3条第2項に規定する別表から当該施設を削除することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第37号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第37号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第38号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第38号、財産の無償譲渡についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第38号につきまして概要を説明します。議案集の50ページをお願いします。議案第38号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第38号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集50ページをお願いいたします。1、財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町志路原518番地1、種別、建物、名称、原東生活改善センター、延床面積264.00㎡。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町志路原518番地1、志路原自治会会長向井順幸。当該センターは、昭和49年に建設され、現在、原東生活改善センター管理運営委員会が指定管理者として管理、運営していただいているものでございます。地元自治会へ無償譲渡を行い、町補助金を活用し、施設の撤去及び整備を行っていただき、地域における活動拠点として有効に利活用していただくことを目的に無償譲渡することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。地元譲渡されて、交付金とか財源としていろいろ伺ったんですが、この中で地元譲渡されてランニングコスト、管理運営していくためにどのような方法を考えているのか、まずそこについて伺います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 譲渡後の管理運営方法のことでございます。これまでは、公共施設として指定管理料という形で経常経費、光熱水費だとか、その必要経費については、それで賄っていただいております。譲渡しますと、今度、指定管理料ということにはなりませんので、それ相当分の財源を確保する必要があると考えております。これを地元負担にして地元が担っていくということについてはかなり厳しいものがありますので、その確保方策を考えております。今、考えておるのは、太陽光発電設備を設置をして、その売電量でそれ相当額を賄おうというふうなことの考えで説明してきておりますけども、現在考え方として、その方法であると、地元所有にすると地元の管理費、維持修繕であったり、最終的な撤去の負担が出てきますので、その課題を何とかできないかということで、今、現在考えているところであります。1つの方法として、この太陽光発電設備を地元所有でなくて、このたび設置しました地域エネルギー会社の所有にして、その設置について屋根貸し料、あるいは土地に建てれば、野建てすれば、その土地代というふうな賃借料を地元にお支払いをします。その支払額については、経常経費部分、現在の指定管理料がベースになろうかと思っておりますけども、それが賄える程度の賃借料をお支払いし、その賃借料に見合った大きさの太陽光発電設備を地域エネルギー会社が設置をするというふうな仕組みを考えています。このことについては、まだ地域の皆さん方全体のほうにお話をしておりますけれども、分かりやすいものを作って、また全体にお話をして譲渡を進めるところについては、このこともしっかりお話をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、売電というのも安定した価格、毎月入ってくる太陽光発電ではなくて、安定して入ってくる賃借料とか屋根貸し代で賄っていくという考え方は伺いました。そういった太陽光発電を、ここは太陽光発電で賄えるという計算で、もう計算上そうなのか、例えば、裏に山があったら太陽光が遮られるとか、冬の間発電できないとか、そういったリスクのところも、そういったことは大丈夫なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 太陽光発電を設置する時にその発電量、日射量とかを含めて調査をして設置することとしております。原東生活改善センターについては、もう既にその調査もしておりますし、ポテンシャル調査というところで公共施設を調査しておりますけども、それも含めてやっております。二通りの試算をした中で、どういう角度で何枚のパネルを置けばどれぐらいの発電が見込めるかというものは整理しておりますので、それを見ながら賃借料に見合った大きさの太陽光設備を設置しようと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは一応この形をモデルケースにしていくと、こちら捉えてて良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） これが一つのモデルになろうかと思っております。当初予算の中でも、この太陽光発電設備の設置について町の補助金も活用するというふうなことにしております。箇所として、この原東生活改善センターと既に譲渡しております下石の生活改善センターもあります。これも同じ方式で設置をして、その売電による賃借料、定額の賃借料が払えるような仕組みを今年度2か所設置をして、一つのモデルにしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。先ほど同僚議員の質疑にもありましたが、モデルケースということではありますけども、雪だったり、角度が取れない、日射量がという部分がございます。そのたびにその地域のモデルケースを考えられるということでしょうか。もう1点、太陽光を今回屋根貸しだったり土地だったりということがありましたけれども、今回は屋根貸しを考えられているのかどうかをまずお聞きします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） どれだけの発電ができるかどうかというものの、天候によりますので、そこは試算どおりいくとは限らないということでもありますけども、そこら辺のリスクは地域エネルギー会社が負うというところで、地域にとっては発電量が上下しても定額の賃料が入るということで、地元においてはそこら辺のリスクはないと思っております。太陽光発電について屋根貸しでしていくのかどうかということですけども、屋根貸しができそうなものについては既に調査をしております。しかしながら老朽化した施設が多いというところで、老朽化した施設については屋根に設置するということが難しいことがありますので、その隣の土地を活用して、野建てという形で設置をする、あるいは古いものについては新設をしていくというふうな方法、これは一遍にできないので、1年に1件ずつ、希望があればやっていきたいという思いがありますけども、基本的には屋根に置けるものは屋根、難しい時には隣接の土地に設置するというふうな考え方で進めたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9 番（伊藤淳）　今回は屋根貸しだろう。まだ分からない、今回の件に関して。それに関してですが、太陽光をどうしても計算できない所、先ほど責任を持つということでエネルギー会社が。その辺、今回の話じゃないですが、そういうモデルケースとしても各地域のモデルというのは必ずあると思います。その責任を持つにしてもエネルギー会社の部分、やはり分かりやすい資料を作るということでしたけども、地域によっての違い、エネルギー会社のほうの全体、概要もまだちょっと分からないところがございますので、その辺は、今後確実に資料出されるかどうか、この2点お願いいたします。

○議長（湊俊文）　副町長。

○副町長（畑田正法）　今回の原東生活改善センターにつきましては、新築ということが伴いますので、屋根貸し、屋根に設置するというので設計をしておりますし、地元事業者、建築するところですけども、そこも含めて話をしておりますので、屋根貸し、屋根に設置するというので考えております。もう1点、下石のことも話をしましたけども、これも屋根に設置できるというふうな調査結果が出ておりますので、これも屋根に設置をしたいと思います。その他の今後出てくる施設についてどうするかということでもありますけれども、お話がありましたように、施設そのものの状況が個々に違います。その施設に個々に応じた対応したいと思ってます。当然調査をしながら、太陽光発電の仕組みでいけると。それは屋根なのか土地なのかありますけども、行けるとなればその方法でお話をさせていただきながら進めていきたいと思ひますし、なかなか太陽光発電設備で、そこら辺が賄える仕組みが該当できないということになれば、また違う方法を、具体的なところはまだまだなかなか難しく考えておりませんけれども、譲渡した場合の経常経費部分は何らかの形で財源確保するというのが基本的な考え方でありまひますので、それぞれの施設に合った考え方を整理していきたいと思ひております。

○議長（湊俊文）　7 番、美濃議員。

○7 番（美濃孝二）　7 番、美濃です。無償譲渡されて、施設は地域のものになるわけですが、今後の修繕、将来的な解体、またここは井戸だと思ひうんですが、井戸が故障したり、水が使えなくなったといった場合は、どこが直すんでしょうか。

○議長（湊俊文）　副町長。

○副町長（畑田正法）　譲渡した場合の施設の維持管理ですけども、経常経費は先ほど話したとおりで、維持修繕、あるいは新築、解体については補助要綱を策定をしております。この内容については、これまでお話をしたとおりの内容で、新築、新設については、宝くじを使用した場合は2500万円を上限とする。維持修繕費については、8割ほど町が補助しますと。ただし上限を1000万円というふうに設けさせていただいて、これを20年間の中で分割しながら申請できますよというふうな形にしております。解体については公共施設として設置したものでありますので、公の責務として最終的な解体については町が責任を持ていくというふうなことで組立てをしております。これについては議会でも説明しておりますし、地元でもこういう内容で今、説明をさせていただいております。井戸等についても、これも井戸であつたり上水であつたり、いろんな所があります。そこら辺については施設の附帯設備として維持修繕の中で考えさせていただければと思ひてます。もう1点、下水のほうなんですけども、これも公共下水が通つてゐる所、集落排水が通つてゐる所と合併浄化槽で維持管理している所とあります。これかなり経費が違いますので、合併浄化槽部分で管理をしている施設については、少し高額になりますので、引き続き町でここの部分については、見ていこうと思ひてます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第38号、財産の無償譲渡についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第38号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第39号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第39号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和6年度補正予算の概要につきまして説明します。令和6年度補正予算書をご覧ください。議案第39号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4800万円を追加し、予算の総額を157億8800万円とするものです。今回の予算補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業のほか、新たに緊急性、かつ必要性の認められる事業を実施するための補正を行っております。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第39号、令和6年度一般会計補正予算第1号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和6年度4月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正予算におきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において創設されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業のほか、新たに緊急性かつ必要性の認められる事業を実施するため、一般会計において2億4800万円の増額補正を行い、補正後の予算額は、157億8800万円となります。資料の下段2、予算編成状況には当初予算からの補正の状況を掲載しております。次ページをご覧ください。3、4月補正予算、主要施策等一覧表でございます。今回の補正予算における事業を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って掲載しております。右端には、予算書計上のページを記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。それでは、内容につきましてご説明いたします。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、飼料等価格高騰対策支援金等2030万円の追加、舞ロード千代田管理事業として、道の駅施設整備工事請負費1500万円の追加を、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、保育施設等物価高騰対策支援金373万円の追加、学校給食費に係る保護者の負担軽減に向けた支援を、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等1億1305万5000円の追加、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金205万4000円の追加を、施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、地域エネルギー会社運営事業補助金200万円の追加を、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、定額減税調整給付金等8649万2000円の追加を予算計上しております。なお、この一覧表中、☆印のある事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業、また、資料と記載しておりま

す事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほど併せてご覧いただければと存じます。次に、補正予算書８ページ、９ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入をご覧ください。定額減税の実施により、１款町税、１項町民税、個人町民税現年度課税分１億２２００万円の減、１０款地方特例交付金、１項地方特例交付金、定額減税減収補填特例交付金１億２２００万円の増を、さらに今回の補正予算における財源としまして、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２億３１６３万９０００円、１９款繰入金、２項基金繰入金、財政調整基金繰入金８１６万１０００円、次のページになりますが、２２款町債、１項町債、合併特例事業債１４２０万円を追加計上し、前ページになりますが、２１款諸収入、５項雑入、学校給食費収入６００万円の減額を計上しております。次に、第２表をご覧ください。地方債補正を目的別に計上しております。一般単独事業における合併特例事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で１９億３１０９万９０００円とするもので、補正前より１４２０万円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。７番、美濃議員。

○７番（美濃孝二） ７番、美濃です。今回、エアコンの修繕が２か所、道の駅の管理棟とアザレア千代田のエアコン修繕が起きてますが、例えば、大朝のＢ＆Ｇの建物のエアコンが壊れてるんじゃないかという話も聞いたりとか、他にもたくさん出てきてるんじゃないかと。計画的な空調設備等の修繕はないんでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 施設の老朽化に伴いまして、エアコンに限らず修繕等の必要性が発生している施設等は数多くございます。今、Ｂ＆Ｇはちょっと私あれだったんですが、グリーンヒルでありますとかそういった所もお伺いをしているところでございます。施設自体が老朽化しているということで、エアコンだけに限らず全体的な整備というところを今後考えていかなければならないというところで事業を進めているところでございます。今回の補正予算につきましても、当面、緊急性という観点から、特に今回のエアコンにつきましては、集客施設等に夏場にエアコンがないという事態が発生するということに緊急性という面から実施をさせていただくということでございます。今後につきましても、緊急性があるものにつきましては、財源の許す限り措置をしているつもりではございますが、要望等もかなり多いということもございますので、なかなか対応しきれてない部分もございます。その点につきましては、大変申し訳ございませんが、できる限りの範囲で対応させていただいている状況でございます。

○議長（湊俊文） ９番、伊藤議員。

○９番（伊藤淳） ９番、伊藤です。同僚議員の部分で、舞ロード千代田とアザレア千代田のエアコンありました。これそれぞれ、いつからそれぞれ壊れてたかをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 舞ロード千代田、まず最初に私、財政政策課のほうでお伺いした部分で申し上げますと、最初に事務所の所が観光協会と商工観光課が今、入っていると思うんですが、その事務所が壊れたというのは今年の夏から秋にかけてぐらいにお伺いしたと記憶しております。当面は、これも大変申し訳なかったんですが、ストーブで対応してくださいということでお願いをしておったところでございます。今回それに加えてお客様が入られる

スペース、舞会議室でありますとか、表側の展示販売している部分につきましてもエアコンが、要はあの施設自体が全面的にエアコンが駄目になったということでございましたので、急きょ対応をとということで考えております。もう1点、アザレア千代田につきましても昨年の冬にお話をいただきました。かなり大きなスペースの施設なので見積りに時間がかかって、なかなか金額的なものが把握できなかったのですが、実際、改修修繕工事ということになりますと膨大な金額ということになりましたので、今回レンタルということでリース料という形で予算化をさせていただいているような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。先ほどの続きなんですが、地方特例交付金の1億2200万円は、これはさっき住民税ですね。その定額減税の分を物価高騰対応支援重点地方創生臨時交付金の2億3000万円、この中から8600万円ぐらいを出してると考えて良いですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議員おっしゃいますとおり、定額減税につきましては、個人町民税の減額に合わせて地方特例交付金の増額という形に予算ではなっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というので2億3163万9000円、今回予算化しておりますが、残りの交付金事業につきましては、その中での対応ということになっております。

○議長（湊俊文） 10番、服部議員。

○10番（服部泰征） それについては了解しました。もう1点、歳出、13ページ、住民税非課税世帯臨時特例交付金事業のこのシステム改修委託料ですね。これ何か住民税非課税は結構対応してたので、またここで250万円ぐらいの金額が必要なのか、また対象者が変わった、年度が代わったりとかいろんな理由があるんですけどこれはまた、このぐらい金額が上がったのはなぜかお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回の交付金事業を行うに当たりまして、システムを使つての事務等給付事務というのを行っております。今おっしゃられますとおり、前回の部分と今回の部分で非課税世帯と、あと均等割世帯で、今回子育ての関係の世帯、そうしたものにつきましても改修が必要となつてまいりますので、そういったところでのシステム改修費というふうにご承知いただければと思います。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。先ほどとは別の部分です。地域エネルギー会社運営事業補助金、今回200万円、事務費、ホームページの作成、パソコンリース料等ということでしたけれども、今後、既に認可を受けている中でいうと、今後、令和6年度中に補正予算がまた出る可能性がありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回、地域エネルギー会社への運営補助金出させていただいておりますのは、会社として設立した部分の運転資金、初期資金ということで計上させていただいております。今後につきましては、この会社自体が今後進んでいく上で、町としてそこに出す必要性とか、そういったものが有効性とか必要性とか、そういったものがあれば、しかるべき場面で議会のほうにお諮りをさせていただくということになろうと思います。現状においては、今回

の200万円だけで想定はしておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。物価高騰対応の重点支援の交付金事業の中で、畜産振興対策事業、飼料等高騰対策支援金というのが挙がってます。これの目的と、これ本日採決した後、速やかに実施されるかどうか。その確認をしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 飼料価格高騰対策支援金でございますけども、不安定な海外情勢等によりまして、また円安等の影響によりまして、特に配合飼料等が価格上昇している状況でございます。全農等の資料によりますと、4月から6月分につきましては、前期に比べて5%の減というふうな状況でございますけども、引き続き高い状況でございます。今、155円台ということもございますので、また今後、この価格が上がってくるんじゃないかというふうに危惧しておりますので、今回この交付金を活用いたしまして、畜産農家の継続的な支援を行っていきたくて思っております。今後の流れでございますけども、本議会で承認されましたら、至急該当します畜産農家のほうにチラシ、それから要件等のほうを広報いたしまして、予定といたしましては、連休の明けます5月10日からの受付開始をしていきたいというふうに考えております。その後様々な要件がございますので、その辺の確認をいたしながら、できるだけ早い時期での交付金を交付していきたいと思っております。遅くとも7月末までには交付金の事務を完了していきたいと思っておりますので、早期な支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。予算書の8ページ、9ページでありますけども、この補正予算の中で、財政調整基金が800万円強、繰入れされることとなりますけども、これは具体的に何の財源として使われるのか、その理由をお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政調整基金の使途でございますが、計上させていただいておりますのが816万1000円という金額になっております。これのほとんどは、今回の道の駅の改修の、大部分は地方債、起債を活用して実施をする予定でございますが、起債の充当率で余白部分の一般財源としての使用と、あとはアザレア千代田のエアコンのレンタル、その部分は適当な財源が見つかりませんでしたので、財政調整基金を取り崩して、緊急的な部分で財政調整基金を使用するということで、いわゆる基金の趣旨にのっとった形で取崩しをさせていただいて、充当させていただくというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第1号を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第39号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は、全部議了いたしました。会議を閉じます。これで、令和6年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 05分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~